ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町大字日下部
字光明寺　一五五九番一　一号及び二号
一五六一番　三号
一五六六番一　四号
一五七一番　五号及び六号
字下屋敷　八一二番　七号

二(一)　砂防法第二条の土地の表示

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
湯谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡智頭町大字三田
字湯谷家ノ元　八〇〇五番
八〇〇六番一
八〇〇七番から八一〇番まで
八一一番一及び八一一番二
八一二番から八二五番まで
字湯谷
一一二二番一
一一二八番から一一三一番まで
一一三二番一から一一三三番四まで
一一三五番一
一一三六番
一一三八番及び一一三九番
一一四〇番一及び一一四〇番二
一一四一番及び一一四二番
一一四二番
一一四三番
一一四六番一及び一一四六番二
一一四八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡智頭町大字三田
字湯谷家ノ元　八三〇番一　一号
七九四番　五号
七九七番　六号
八三三番　七号
七九八番　八号
八〇六号　九号
一一四八番　二号
一一二八番　三号
一一二二番　四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小目谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県八頭郡智頭町大字南方
字小目谷　一一〇九番二　一号
一一〇九番一　二号及び三号
字大目谷　一一二二番　四号から七号まで
一一二一九番　八号から十五号まで
一一二一七番　十六号
一一二一六番　十七号から十九号まで
字大目谷口　一一二〇番　二十号
一一二一番一　二十一号及び二十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白石右谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字白石
字前田　五四九番及び五五〇番
字倉奥　六五六番及び六五七番
六五九番から六六六番まで
字恋路　六七五番から六七七番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字白石
字前田　五四八番一　一号
字倉奥　六五五番一　二号及び三号
六六六番　四号
六五八番　七号及び八号
字大南　五三八番　五号及び六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十一号までを順次結んだ線及び標柱九号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字白石
字恋路　六七五番　九号
字倉奥　六六四番　十号
六六一番　十一号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栩谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鳥取県倉吉市大立
字栩谷　二五七番
二六〇番一及び二六二番
二六一番及び二六二番二
二六三番一及び二六三番二
二六四番から二六六番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県倉吉市大立
字栩谷　二四七番地先道路敷　一号
二四七番　二号
二五〇番　三号
二五二番　四号から六号まで
二六七番　七号から十四号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西原一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県米子市淀江町西原
字淀江山　一四一三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県米子市淀江町西原
字淀江山　一四一四番　一号
一四二〇番一　二号から四号まで
一四二四番　五号から七号まで
一四二二番　八号から十号まで
一四一八番一　十一号から十三号まで
一四一八番三　十四号

○国土交通省告示第九百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
赤松川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鳥取県鳥取市中村
字赤松谷　五五一番
五五四番から五五八番まで
五五九番一及び五五九番二
五六〇番から五六五番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市中村
字赤松谷　一二一番　一号及び十八号から二十号まで
一二九番　二号及び三号
五七〇番　四号
五六六番　五号から九号まで
五六五番　十号
五五四番　十一号
五四八番　十三号及び十四号
一二三番一　十五号
一二七番　十六号
一二二番一　十七号
字村内　五三八番　十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市中村
字石谷　五〇六番
五〇七番一から五〇七番一八まで
五〇七番二〇から五〇七番三九まで
五〇八番一から五〇八番三まで
五〇八番一四から五〇八番二四まで
五〇八番二八から五〇八番四四まで
五〇九番から五一〇番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）